

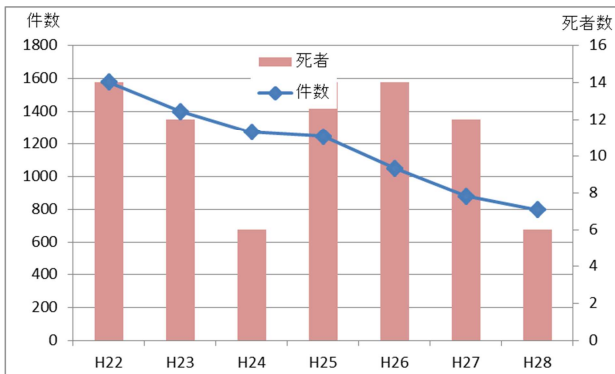
平成28年2月に施行

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

近年の自転車事故

近年、自転車事故の件数は減少傾向にあります。
しかし、自転車乗車中の死者数は横ばい状態になっています。

近年の自転車事故の推移



【平成28年】

- 自転車を利用中に交通事故で亡くなられた方
→6名（内5人が高齢者）
- 傷者では、
 - ①15～19歳までの未成年者が165人(21.0%)
 - ②高齢者（65歳以上）が156人（20.0%）
 - ③15歳未満の子どもが140人（17.8%）

全国的には自転車事故による高額賠償が判決で言い渡された例も！

事故の相手が亡くなったり、後遺障害がのこる大きな怪我をしまったりした場合は、高額な損害賠償額が発生します。

約9,500万円の賠償額が言い渡された事故では、加害の少年の親に対して保護責任ということで賠償命令が出ていますが、9,500万円など普通の家庭ではとても払える額ではありません。

交通事故は被害者になっても加害者になってもその後の人生が大きく変わってしまう出来事になります。

自転車に乗る以上、事故のリスクは絶対にありますので、万が一の事故に備え金銭面だけでも補償ができるように、損害賠償保険等に加入しておくことはとても大切です。

賠償額*約9,500万円
(2013年 神戸地裁)



小学生の児童が自転車で坂を下っている際に女性と衝突。被害者は寝たきりの状態となった。

賠償額*約9,300万円
(2008年 東京地裁)

男子高校生が車道を横断し、対向車線の自転車の男性と衝突。被害者には後遺障害が残った。

賠償額*約5,400万円
(2007年 東京地裁)

男性が信号を無視して交差点に進入し、横断中の女性と衝突。被害者は頭を打ち死亡した。

※判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。

平成28年10月1日施行

条例第14条 自転車損害賠償保険等への加入

第1項 自転車利用者は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

第2項 事業者は、その事業活動において従業者その他事業に関係する者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。



○自転車損害賠償保険等の種類について

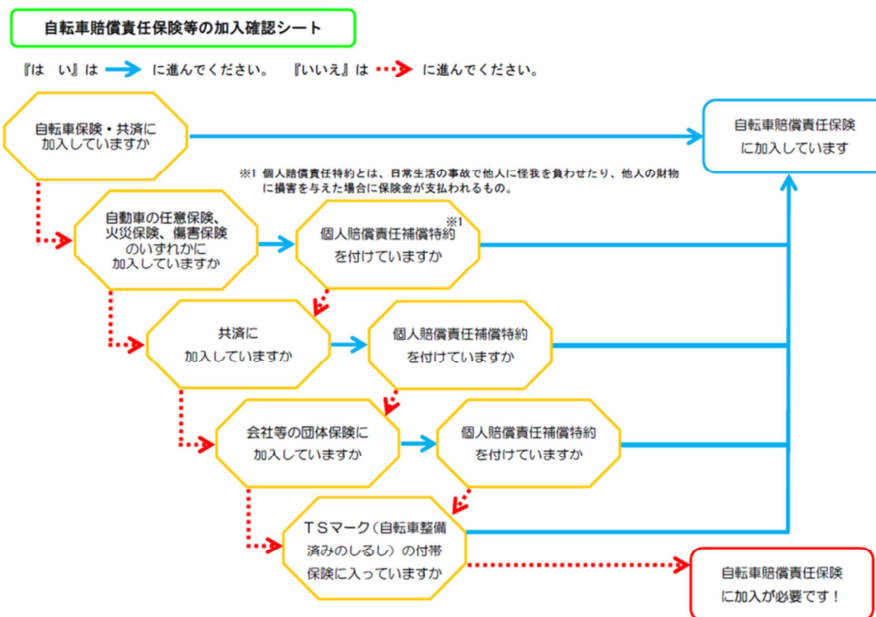
【日常生活での賠償保険等】

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共済		全労済、各種共済など
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T Aの保険	P T Aや学校が窓口の保険
T Sマーク付帯保険		自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険

【業務中での賠償保険】

自転車保険の種類	保険の概要
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
T Sマーク付帯保険	自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険

○まずは、すでに保険等に参加していないかチェック！



「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」については、滋賀県のホームページに掲載しています。

「滋賀県自転車条例」 または

「<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/kotsu-s/shiga-bicycle-law.html>」

で、検索してください。

条例に関するお問い合わせは、

「滋賀県土木交通部交通戦略課」まで

TEL 077-528-3682